

氏名	はら だ あや こ 原 田 綾 子
学位(専攻分野)	博 士 (法 学)
学位記番号	法 博 第 58 号
学位授与の日付	平 成 19 年 3 月 23 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当
研究科・専攻	法 学 研 究 科 基 礎 法 学 専 攻
学位論文題目	児 童 虐 待 と 現 代 社 会 ——「虐待大国」アメリカの苦闘——

論文調査委員 (主査) 教授 棚瀬 孝雄 教授 木南 敦 教授 亀本 洋

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、アメリカにおける児童虐待への取り組みと、それが拠って立つ社会の実状を実証的に明らかにした上で、現代における家族問題への対応としてどのような社会政策が求められるのかを、理論的・実践的に検討することを課題とするものである。

児童虐待対応の仕組みづくりが始まったばかりのわが国では、この問題に対応するための制度を既に持つ欧米諸国の経験から、制度設計の示唆を得ようという試みが多くなされている。アメリカの児童虐待対応の仕組みとその実態を描こうとする本論文も、この研究動向の中に位置づけられている。しかし本論文は、アメリカの児童虐待制度から何らかの実践的な示唆を得ることだけを目指とするものではない。むしろ本論文の主たる関心は、児童虐待という問題に関するアメリカの経験を通じて、現代の社会状況において求められる家族福祉政策のあり方を考えることに置かれている。

第一部「児童虐待ケースへの対応」においては、アメリカにおける児童虐待への対応が実際にどのようなになされているのかを、その問題点も含めて、実証的に明らかにしている。本研究者はミシガン州のワシントン郡において、児童虐待への対応実務についてのフィールド・リサーチを行った。2003年10月から2004年3月までの約6カ月間、および2006年10月から11月の2週間をかけて、ソーシャルワーカー、弁護士、レフェリー、地域の福祉サービスプロバイダー、その他の関係実務家への聞き取りや会議の見学、裁判所での傍聴などを実施した。第一部では、このリサーチによって得た情報を軸として、児童虐待ケースへの対応がどのようなになされているのかを、ケース対応の流れに沿って子細に明らかにしている。

アメリカにおける児童虐待対応は、通報の調査から始まって、在宅での支援、親子の分離（フォスター・ケアへの委託）、再統合支援、親権終了、養子縁組、自立支援というように、継続的に親子に関わり続ける仕組みになっている。この仕組みにおいて、裁判所はそれぞれの段階で必要とされる法的決定を迅速に下し、それに基づいて様々な福祉サービスが提供されるという形になっている。論文は、大まかに八つの部分にわけ、それぞれの段階において問題となる事柄を現場の実情に沿って具体的に描いている。

第一部において指摘される事柄は多岐にわたるが、とりわけ重要なポイントとなるのは、アメリカにおける児童虐待対応システム全体が深刻な資金不足に直面しているということである。過剰なケース負担により、ワーカーの勤務状況にゆとりがあるとは決していえない状況である。子どもを守り、家族を支えるという複雑で難しい課題に現場の実務家は熱心に取り組んではいるが、ゆとりのなさから深刻な誤判断が生じることもある。そうしたリスクの中でケースへの対応が行われていることが、実態に即して描写される。

第二部「予防への取り組み」においては、虐待の予防・防止という観点から見たアメリカの児童虐待対応の実態を明らかにする。まず、第一部で見た、虐待対応システムを「予防」という観点から見た場合の問題点、すなわち、アメリカにおける通報対応のシステムは、問題を抱える家族を広く探知するものではあるが、虐待として立証されなかったケースの優先度は低く、予防的なサービスはそれほど提供されていないのが実情であり、通報システムは虐待予防のためにはうまく機能し

ていないということを指摘する。その上で、本来虐待の予防は事後対応とは別に考えるべきものであるという視点に立ち、二つの観点——「地域レベルでの予防」と「社会経済的視点からの予防」——からの取り組みに焦点を当て、それぞれについて検討を加える。

「地域レベルでの予防」については、まずアメリカの児童福祉において地域社会が果たしている役割について論じる。ワシントン州ワシントン郡での取り組みを例に挙げながら、行政によるサービスだけでなく民間の福祉サービスや市民ボランティアによるサービスも、地域で困難を抱える家族の援助に重要な役割を果たしていることを指摘する。そして、そうしたサービスの中でも特に虐待防止とかかわりの深いいくつかのプログラムを紹介し、実際にどのようにサービスが提供されているのかを紹介する。結論的に、これらのプログラムは多くの親たちにとって大きな助けとなっているが、こうしたプログラムの規模は小さく、地域のニーズに見合うだけのサービスの量が確保できない状況であること、その背景には、連邦・州の予算カットや、産業構造の変化に伴う地域経済の不振による地域サービスの財政基盤の悪化があることを示す。

「社会経済的視点からの予防」については、まず全米レベルでの虐待実態調査のデータを示し、貧困世帯に虐待が著しく集中している実態を明らかにする。そして、アメリカにおける60年代頃からの貧困の広まりの経緯と現状を踏まえ、貧困世帯の子育てが特に困難になっていることを説明する。その上で、子どものいる家庭の貧困対策がアメリカにおいてどのように行われているかを、公的扶助制度の最近の動向を踏まえて明らかにする。そこでは、80年代から90年代にかけての福祉改革により、貧困世帯への福祉給付は大幅に削減されていること、その中で子どものいる世帯の貧困の問題はさらに拡大しつつあることが示される。

第三部「制度改革に向けて」においては、まずアメリカにおける児童福祉が、子どもを育てる親の支援よりも、親から虐待を受けた子どもの保護に力を入れてきたこと、その結果、予防の視点が弱くなり、児童虐待の増加を抑えることができなかったということを指摘する。その上で、こうした問題を抱えつつもアメリカ社会が児童保護に偏った形での児童福祉を選んだ理由を、家族のプライバシーを重視する自由主義的な家族観と結び付けて検討する。すなわち、自由主義的な志向の強いアメリカ社会では、家族形成や家族運営に関しても「個人の選択」という理念が好まれるのであるが、この理念がさらに「家族の自助自立」というもう一つの理念（理想）と結びつくことにより、親たちは原則的に自立して子育てを行う能力があると見なされる。そのため、問題が起こったときにだけ援助を与えるという残余主義的な児童福祉が正当化されるのである。このような検討を通じ、今後アメリカが、虐待防止のために必要とされる普遍的な子育て支援の仕組みを構築していくには、現在の児童福祉の背後にあるこうした個人主義的で自由主義的な家族観をまず相対化する必要があるということが示される。

そこで参照されるのが、自由主義に「依存」という観点を導入し、その修正を試みるキッティらの議論である。彼女らは、自由主義社会における子育ての公共的な価値を認め、子育てをする者のケアという形での社会の関与の必要性を論じる。彼女らの議論を通じて、自由主義社会が前提とする個人の自律性を損なうことなく、子育てへの援助を保障するような社会の可能性を探り、制度改革の理論的な基礎を得る。その上で、第一部、第二部で検討したアメリカにおける制度の実情に照らして具体的な制度改革が展望されている。

最後に、アメリカの経験から日本の制度や社会に対してどのような示唆を得ることができるのかを、最近の日本社会の動向とも関連づけながら論じ、結びとしている。

論文審査の結果の要旨

本論文は、アメリカの児童虐待への取り組みを実証的、かつ理論的に解明した研究である。著者は、修士論文で最初にこのテーマを手がけ、その後4本の論文を発表しているが、その間にミシガン州ワシントン郡において、自ら手続の詳細を観察するとともに、制度の運営に関わる者にインタビュー調査を行っている。本論文は、これらの研究実績の上に、新たに制度の全体を描くべく書き下ろされたものである。

論文は3部から構成され、第1部では、まず、児童虐待の通報から始まり、親子の分離、家族再統合の支援、そして統合ができなかった場合の親権の終了、養子縁組まで、それぞれの手続に即して、その運用の実態と問題点が詳細に明らかにされる。とくにアメリカの特徴である、裁判所が早い段階から一貫して関わる様子や、その手続における当事者主義が、著者

の観察した事件や関係者の発言を通じて生き生きと描き出されている。また、手続の各段階は明確な理念と実体的な要件で構造化され、手続を進める児童福祉機関の説明責任が尽くされるようになってきているが、著者は、その背後に、「国家が良き目的を持って介入するときこそ、われわれは自由を守るための防御を強めなければならない」というブランダイス判事の言葉にある強い自由主義の精神が流れていることを指摘している。

次いで、第2部では、児童虐待そのものの防止に向けた取り組みが、虐待のリスクを抱えた個人への支援と、虐待が発生する背景にある貧困を克服するための福祉政策に分けて検討される。アメリカでは、虐待への対応に児童福祉機関や裁判所の大きな資源が投入され、手続も試行錯誤を積み重ねながら精緻なものに作り上げられてきているにもかかわらず、虐待の防止という点では、今でも年間1000人を超える児童が毎年虐待で死亡しているという実態があり、大きな課題を抱えていることを著者は指摘する。その背後には貧困というアメリカ社会の抱える問題があり、とくに80年代からの財政赤字解消のための社会サービス費の削減、そして90年代の福祉改革が、とくに子どもを抱える世帯に困難をもたらし、虐待のリスクを高めているとする。

第3部では、制度改革に向けての議論が行われるが、著者は、まずこれまで分析してきた手続の特徴と、虐待が増え続ける現実に共通に流れるアメリカ的なものの考え方を自由主義としてまとめている。児童虐待手続では、親と子どもの身分的権利の重大な制約が問題になるがゆえに厳格な適正手続の要請が働くが、それは、著者によれば、積極的に評価される反面、国家の関与が事後的な対応に限定される点で問題を抱えている。家族の問題に典型的に現れる、人が他者のケアに依存しなければならない関係は社会に普遍的に存在し、人の一生を考えれば、誰もが様々な段階でそうした時期を経ている。それゆえ、この依存関係を適切に処理できる理念として自由主義を超えたものが必要であるとし、著者は、キッティらの議論を手掛かりに、社会全体でこの依存関係を支えていくような制度を展望して、本論文を締めくくっている。

以上、本論文は、アメリカの児童虐待への対応をきわめて詳細に、かつ一貫した視点で描き出しており、大部ではあるが、思わず引き込まれて読み通すだけの迫力と、生き生きとした現実感がある。とくに、日本でも児童虐待が大きな社会問題となってからは、アメリカの制度についても多くの紹介が行われてきたが、それらと比べて、本論文では、良い意味での法社会学的研究としての手続の実態に踏み込んだ分析が行われている。それは、児童虐待という文脈を離れても、アメリカの裁判手続や、裁判所と行政の関係、弁護士役割などの研究として価値を持つものといえる。

また、著者は、児童虐待を手続に即して分析するだけでなく、社会経済的な背景の中で捉えることにも成功している。そこには、著者自身の長期にわたる参与観察と、関係者への面接調査が力になっているが、同時に、著者が大学院に入学して以来、一貫して子どもの問題に関心を持ってきたことが関わっている。本書の中でも、親権終了の裁判が言い渡されて、子どもが親と永遠の別れをしなければならないつらい場面など、抑えた筆致ではあるが、著者が問題の解決に掛ける思いが伝わってくる。児童虐待の問題は、著者自身が言うように、より大きくは現代社会における家族政策のあり方が問われている問題であり、そのような広がりで見えることで、本論文の学術的な意義もいっそう高められているといえる。

もちろん、欠点もないわけではない。とくに、第3部で、著者が自由主義批判を行い、依存関係の社会化という興味ある視点を提示する箇所は、法理学において現代自由主義論として考察が重ねられている領域であり、それらのより踏み込んだ検討がなされた上で著者自身の理論が提示されていれば、本論文の提言にもより大きな重みが与えられたと思われる。また、本論文は、アメリカの制度の考察に限定され、日本の問題は、最後に日本への提言として、適正手続の必要と、貧困が日本社会でも問題になりつつあり、児童虐待でも社会的背景に目を向けた対応が今後必要になるであろうという形でのみ触れられているにすぎない。

こうした限界はあるが、もとより一つの論文ですべてを過不足なく扱うことは誰にとっても至難のことであり、若い著者の今後の研究にそれらを期待することで、本論文が、むしろアメリカの制度、それもミシガン州のワシュトナウ郡の制度に深く沈潜して、そこから普遍的な意義を持つ問題を見いだしていったことを積極的に評価したい。

以上、本論文は、学術的な意義がきわめて高い研究であり、博士（法学）の学位を授与するにふさわしいものと認められる。なお、平成19年3月9日に、論文調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。